

びまん性胸膜肥厚の論点

現行の認定基準においては、びまん性胸膜肥厚の程度に関する要件として、「胸部エックス線写真で、肥厚の厚さについては、最も厚いところが5mm以上あり、広がりについては、片側にのみ肥厚がある場合は側胸壁の1/2以上、両側に肥厚がある場合は側胸壁の1/4以上あるもの」を掲げている。

この現行認定基準の当該要件は、平成18年2月の「石綿による健康被害に係る医学的判断に関する考え方」報告書中に、イギリスにおける補償対象の基準が紹介され、それを参考にして決めたものである。

しかしながら、イギリスでは、その後に同基準を改定し、「肋横角の消失を伴う片側性もしくは両側性のびまん性胸膜肥厚」(資料4参照)を補償対象としている。

この画像の認定要件についての見直しの是非が検討課題。